

No.	質問対象	質問内容	回答
1	追加公募の概要	・採択予定件数、支援額、支援期間を教えてください ・課題(A)の支援額と事業規模の関係について確認させてほしい	以下の通りで検討しています。 詳しくは追加公募説明会資料および、9月中旬に発表する公募要領をご確認ください。 (A) 衛星サプライチェーンの課題解決に資する部品・コンポーネントの技術開発（補助） 1件あたりの支援額： 0.5億円～30億円(大企業：補助率1/2) 0.6億円～30億円(中小・スタートアップ：補助率2/3) 1件当たりの事業規模： 1億円～60億円(大企業：補助率1/2) 1億円～45億円(中小・スタートアップ：補助率2/3) 支援件数：5～10件程度 支援期間：最長6年 (B) 特に自律性の観点から開発が必要な部品・コンポーネントの技術開発（委託） 1件あたりの支援額：1億円～30億円(委託) 支援件数：1～2件程度 支援期間：最長6年
2	追加公募の概要	支援を受けられる年間金額は設定されるのか。また、最初から全事業期間を契約するのか。	本公募テーマは委託事業と補助事業がありますが、いずれも支援上限額は本事業の期間全体（最長6年）で設定しますが、年間金額は設定しません。 その上で、当初の委託契約期間又は補助期間は、全事業期間ではなく、最初のステージゲート（SG）評価又は中間評価が行われる年の年度末までとなります。 そのため、当初の支援金額は、当初の委託契約締結時又は補助金交付決定時に決定します。
3	追加公募の概要	当初の契約期間はステージゲート（SG）評価又は中間評価が行われる年の年度末までとのことだが、SG評価又は中間評価を通過した後の契約形態はどうなるのか。	SG評価又は中間評価の通過後は、委託事業の場合は契約変更（委託期間等の変更）を行い、補助事業の場合は補助金交付決定通知の更新（補助期間等の変更）を行い、次のSG評価又は中間評価が行われる年の年度末まで（次のSG評価又は中間評価がない場合は事業期間終了まで）契約期間/補助期間を延長します。
4	追加公募の概要	補助事業に関して。代表機関が大企業で連携機関が大学の場合、大学へ委託する際に補助率の影響を受けますか（すなわち、連携機関の大学に自己負担が発生しますか）	補助事業においては代表機関と連携機関の間で委託契約を結んでいただきます。その際、費用負担を含む諸条件は当事者間で調整してください。 代表機関に対して1/2(大企業)又は2/3(中小企業・スタートアップ)の補助率の場合、連携機関の経費に対しても代表機関と同様の補助率が適用されます。 例示頂いた代表機関が大企業で連携機関が大学の場合、連携機関で発生する費用をすべて代表機関からの委託費として計上することで、連携機関(大学)側の自己負担をなしとさせていただくことは問題ありません。
5	追加公募の概要	経費対象の範囲について。製造ライン（製造設備・建屋等）の構築や増設、研究開発に付随する部材調達、量産に向けた試作発注等の費用も対象経費として認められるのでしょうか？	建屋の建築・増築は直接経費の対象外です。設備、研究開発のための部材調達、試作外注費は直接経費として認められます。 詳細は宇宙戦略基金HP>契約・補助関連>宇宙戦略基金事務処理マニュアル（委託・補助共通）をご確認ください。 https://fund.jaxa.jp/contract/
6	追加公募の概要	特に宇宙空間で重要度の高い衛星部品とはどのようなものなのか、具体的な情報が知りたいです。	追加公募説明会資料の13ページで挙げたものになります。 詳細は内閣府HPから『宇宙技術戦略(令和6年度改訂)』をご参照ください https://www8.cao.go.jp/space/gijutu/gijutu.html
7	追加公募の概要	当初公募要領に記載されていた対象とする技術（宇宙技術戦略の2．衛星 V.基盤技術及び 5．分野共通基盤において、「非常に重要」、「重要」、「検討が必要」とされているもの）以外の技術について、追加公募の対象となりえるか。	本公募の対象は宇宙技術戦略(令和6年度改訂)に挙げられた技術に加え、それらを構成する部品・コンポーネントについても提案を可能とする見込みです。 9月中旬に発表する公募要領を確認いただき、本公募の対象となる提案をお願いいたします。
8	追加公募の概要	通信機開発で衛星搭載端末と地上端末をセットで開発する必要がある場合、地上端末の開発も開発対象に加えることは可能か	ユーザービリティ向上に資するなど、その必要性が明確であれば提案に含めていただくことも可能です。
9	追加公募の概要	当社は、システムメーカーでもあり部品コンポーメカでもある。 自社で提案した部品コンポを自社の衛星システムに組み込んで打ち上げることを前提とした提案としてもよいか。	顧客候補として自社の衛星システム部門を想定することは問題ありません。ただし本公募の趣旨や事業性を勘案すると、他社も想定顧客として含む提案が望ましいです。ステークホルダー評価においても同様です。
10	追加公募の概要	当社は部品コンポーメカであるが、納入先はシステムメーカーではなく、サブシステムメーカー/商社等である。その場合、顧客候補としてのステークホルダー評価は誰に実施してもらえばよいか。	本テーマの背景・目的に照らすと、衛星システムに対する効果・寄与度の評価が重要であると考えため、衛星システムメーカーの評価を得ていただくのが望ましいと考えますが、困難な場合は納入先等でも構いません。
11	追加公募の概要	課題(A)と(B)のどちらに当てはまるかはどうか判断したらよろしいでしょうか？応募検討中のテーマについて応募前にアドバイスいただける機会はございますか	公募要領をご確認いただいたうえで、提案機関にて判断いただくようお願いいたします。なお、（B）については提案できる技術が限られていることにもご注意ください。 JAXAは本テーマに関して応募前のアドバイスや相談会は行いません。顧客候補や金融機関等と積極的に会話いただき、顧客ニーズや事業計画等についてブラッシュアップすることをご検討ください。
12	追加公募の概要	課題(A)に大学が代表機関として申請する場合の補助率の考えはどのようになりますでしょうか？もしくは、テーマAについては大学は申請対象にならないでしょうか？	大学が代表機関となる場合、中小企業・スタートアップ等の補助率が適用されます。 大学が代表機関となる申請も妨げられませんが、本公募では技術開発実施体制として企業等が代表機関となることを想定しています。実施体制として満たすべき事項は公募要領を確認してください。なお、大学等が連携機関として参画することも可能です。
13	追加公募の概要	前回不採択となったテーマを再提案した場合に、採択される可能性はあるのでしょうか？	再提案することも可能とする方向で検討中ですが、その際は必ず審査結果通知書に記載された不採択理由を解消したうえでご提案ください。
14	追加公募の概要	第一期の不採択理由は、単に不採択者だけの課題ではなく、第二期の応募者にも関係してくるのではないのでしょうか？そのため、不採択理由を開示してもらえませんか？	第一期の不採択理由は第三者に開示いたしません。
15	追加公募の概要	支援期間最長6年、支援終了後3年以内の社会実装とあるが、6年+3年の9年後にこうりたいという技術と、今ある技術を早期に社会実装することのどちらにウエイトを置くのか。	本公募ではどちらも対象になります。
16	追加公募の概要	私共は、日本で国産開発を行い実証できなかったコンポーネントの輸入を手がけてきました。いろいろなケースがありました。今でもそういうケースが多々あります。そう言った知見を活かすことができますでしょうか。	本公募は技術開発とその社会実装に向けた取組を支援するものですので、今までのご知見を提案に生かしていただければと思います。
17	ステークホルダー評価	ステークホルダー評価者の選定方法について。	ステークホルダー評価は提案者から評価者へ直接依頼していただくことになります。評価者の選定に制約は設けておりませんが、顧客候補や金融機関(VCや投融資を検討している事業会社も含む)を想定しています。 説明会資料に記載した通り、応募にあたって顧客候補によるステークホルダー評価は提出必須となる見込みです。
18	ステークホルダー評価	ステークホルダー評価依頼先に断られた場合はどうなるのか。	公募要領に規定予定の条件を満足しない状態で審査プロセスに入ることになります。
19	ステークホルダー評価	ステークホルダー評価が必須をされているが、金融機関、顧客についてそれぞれ何件あればいいという最低ラインはあるのか。	顧客候補に関しては1件以上の評価を求める見込みですが、金融機関に関しては件数の最低ラインは設定しない見込みです。
20	ステークホルダー評価	評価依頼する金融機関はJAXAから紹介いただけるのか。	金融機関をJAXAから個別に紹介することはございません。必要に応じて、提案機関自身が金融機関に対してご連絡いただくようお願いいたします。
21	ステークホルダー評価	今回のステークホルダー評価に関する説明会に参加していない企業に、ステークホルダー評価を依頼することは問題ないか。	本説明会に参加された顧客候補企業（評価者）はあくまで一部であり、説明会に参加されていない評価者に対して、提案機関が評価を依頼することは問題ございません。

22	ステークホルダー評価	顧客評価や金融機関の評価を依頼する際に、被評価者側は説明が必要となるが情報の取り扱いに関して取り決めはあるのか。	技術情報や事業計画に関する情報等、評価依頼時に含まれる情報の取り扱いについては評価者側と被評価者側で取り決めていただくようお願いいたします。
23	ステークホルダー評価	評価者側の相対評価について、評価依頼の件数が想定より少ない場合、依頼のあった件数で相対評価をしても問題ないか。	問題ございません。
24	ステークホルダー評価	早々に複数社からの評価依頼があり取りまとめを行い提出したが、締め切り間近で評価依頼があり、見直さなければならない場合、どのような配慮があるのか？	Formsの最後の入力欄記載のとおり、最後に提出されたフォームに記載された順位と理由を最終版として受領いたします。見直しが必要になった場合、提出済の内容を含めた最終的な評価結果を提出してください。。
25	ステークホルダー評価	ステークホルダー評価の順位付けの意図は。顧客候補自身の観点か、審査の観点も織り込む必要があるか。	ステークホルダー評価に当たっては評価者（顧客候補、金融機関）自身がお持ちの観点に基づいた評価をお願いいたします。
26	その他	当該事業の来年度以降の公募の可能性	本テーマの来年度以降の公募については未定です